

(1) 地域づくり関連事業の実施状況

地域づくり関連事業は、主に地方公共団体が自主的・主体的に地域の活性化を図るために地域活性化事業債等を活用して実施する地方単独事業である。

地域づくり関連施策には、事業の趣旨に応じた様々なメニューがあり、とりわけ「地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）事業」などは、幅広い性格の事業に活用が可能となっており、これらには地方債と地方交付税措置を組み合わせた手厚い財政支援措置が講じられている。

地方公共団体においては、国庫補助事業を活用した従来の事業の進め方に加え、これらの単独事業を積極的かつ効果的に実施し、それぞれの地域特色を活かした自主的・主体的な活力ある地域づくりを推進するとともに、住民生活の質の向上を目に見える形で実現していくことが期待されている。

ところで、地域総合整備事業債は、ふるさと創生事業等を契機に拡大され、全国的に公共施設の整備に大きな成果をあげてきたが、平成 13 年度をもって廃止され、平成 14 年度に経済財政諮問会議が取りまとめた IT・都市再生・環境・少子高齢化・教育・科学技術・地方活性化の「重点7分野」の基盤整備事業を対象とする地域活性化事業債が新たに創設された。

本県の場合、地域総合整備事業債及び地域活性化事業債等を活用したハード事業に係る令和5年度までの起債総額は、99,442,300 千円となっている。

※「(2)地域づくり関連事業に係る地方債許可額等の推移」第1表参照。

ア) 地域総合整備事業債を活用したハード事業

地域総合整備事業は昭和 53 年度に創設され、地方公共団体が計画的に選択した事業に対して地方債を措置することにより、地方公共団体の自主性・計画性を確保しつつ、地域の総合的な整備を促進することを目的とするものであり、事業の性格上、地方公共団体の創意工夫が強く求められてきた。

昭和 57 年度に創設された田園都市整備推進事業をはじめ、昭和 59 年度にまちづくり特別対策事業、平成3年度に地域福祉推進特別対策事業、平成5年度にふるさとづくり事業等、次々に新しい施策が創設されてきた。

地域総合整備事業債の充当率は対象事業費のおおむね 75%、その元利償還金については、後年度以降、地方公共団体の財政力に応じて 30～55%が地方交付税の基準財政需要額に算入される。

なお、同事業債は平成 13 年度末に廃止されたが、平成 14 年度以降については、平成 13 年度以前の年度に既に事業に着手したものであって、平成 15 年度までに旧地域総合整備事業債（継続事業分）の許可を受け、事業を開始するものについて、起債を認める経過措置がとられているが、本県においては、平成 16 年度以降、これに該当する事業はない。

※「(2)地域づくり関連事業に係る地方債許可額等の推移」第8表～第18表参照。

イ) 地域活性化事業債を活用したハード事業

上記ア) 地域総合整備事業債の廃止に伴い、平成 14 年度に創設された地域活性化事業債は、「地域の経済循環の創造に資する事業」及び「これまで住民生活にとって大事な分野で有りながら、光が十分に当てられてこなかった分野に係る事業」等地域の活性化のために行う、地域経済循環の創造、定住自立圏構想の推進、人材力の活性化、地域の歴史文化資産の活用、いのちと生活を守る安心確保、地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立の支援、知の地域づくり等地域の活性化のための基盤整備事業を対象事業としている。

地方債の充当率を対象事業費の 90%とし、また、その元利償還金については、その 30%に相当する額について、普通交付税の後年度基準財政需要額に算入することとしている。

※「(2)地域づくり関連事業に係る地方債許可額等の推移」第2表～第6表参照。

ウ) 地域総合整備資金貸付事業

地域総合整備資金貸付事業は、平成元年度に創設された事業であり、地方公共団体が地域の創意工夫を生かしながら官民一体となって魅力あるふるさとづくりを進めていくために、（一財）地域総合

整備財団（ふるさと財団）の支援を受けて民間事業者等に対して無利子の融資（融資限度は借入額の35%以内他）を行うものである。貸付金の原資については、その全額が一般事業債（地域総合整備資金貸付事業）の対象となり、本事業債に係る地方公共団体の利子負担相当額の75%（用地取得費に係る部分については50%）については、事業費補正により基準財政需要額に算入することとしている。

※「(2)地域づくり関連事業に係る地方債許可額等の推移」第7表参照。

エ) ふるさと市町村圏基金事業

ふるさと市町村圏基金事業は、広域的なふるさとづくり等ふるさと市町村圏の創造的・戦略的な振興整備を促進するため、広域行政機構に市町村からの出資と県からの助成により、ふるさと市町村圏基金を設置し、その果実を活用してさまざまなソフト事業を展開しようとするものである。

本県においては、平成元年度に中部広域圏と宮古広域圏の2圏域が選定を受け、平成3年度は八重山広域圏、平成4年度は北部広域圏及び南部広域圏が選定され、全国ではじめて県内の全圏域が選定されるに至ったが、宮古広域圏が平成17年10月1日の市町村合併に伴い解散した。

なお、ふるさと市町村圏基金の造成に係る構成市町村からの出資金は、平成5年度までに積み立てられたものであり、この出資金には地域総合整備事業債（特別分充当率75%）が充当され、その元利償還金については地方公共団体の財政力に応じて30～55%が地方交付税の基準財政需要額に算入された。

※「(2)地域づくり関連事業に係る地方債許可額等の推移」第19表参照。

オ) ふるさと創生1億円事業及び地域づくり推進事業（ソフト事業）

地域間格差を是正して多局分散型の国土形成を進めるため、それぞれの地域が豊かで誇りをもって活動できる「ふるさと」を創生することが重要な課題となっている。全国各地における自主的・主体的な地域づくりの取り組みを支援し、「ふるさと創生」の起爆剤となるよう、その使途が制限されない財源として1市町村当たり一律1億円が昭和63年度から平成元年度にかけて交付された。

その後、1億円事業を契機とした自主的・主体的な地域づくりを更に発展させていくために、平成2年度から3年間にわたり、「地域づくり推進事業（ソフト分）」として各市町村に概ね1億円程度交付税措置された。また、平成5年度から10年度までは「ふるさとづくり事業（ソフト分）」として同様の財政支援が行われた。